

## 公的研究費監査調査委員会 告発受付及び調査実施要領(内規)

### 1. 目的

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日 文部科学大臣決定）及び「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）等に基づき、公益財団法人高輝度光科学研究センター（以下「財団」という。）に科学研究費補助金等の公的な競争的研究資金等に係る不正使用等の告発を受け付ける窓口（以下「告発受付窓口」という。）を置き、その適切な運営を図るため、公的研究費監査調査委員会（以下「委員会」という。）において告発受付及び調査実施について定める。また、本要領は、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）（以下、ガイドラインという）に準拠する。

### 2. 対象

告発受付窓口においては、財団に所属する者が実施している文部科学省等が定める競争的資金等の不正な使用、交付・受給、不正な行為に関する告発等を受付の対象とする。

### 3. 組織

告発の受付から調査に至る体制の責任者は委員会委員長（以下「委員長」という。）とし、告発受付窓口の担当者は委員会庶務の総務課長とする。

### 4. 周知

委員会は、告発受付窓口の場所、連絡先、受付の方法などについて、ホームページなどにより、内外の関係者に周知する。

### 5. 告発等の取扱い

告発等を受けた場合は、告発の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。その他告発の取扱いについては、総務課長が委員長と協議しつつ、ガイドライン（別添1 特定不正行為の告発の受付）の記載内容に準じて行う。

### 6. 告発等に係る事案の調査

告発受付窓口で受け付けた告発に係る事案の調査及び措置については、委員長が委員会又は作業部会を立ち上げ調査にあたる。委員会または作業部会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。調査についてはガイドライン（別添2 特定行為の告発に係る事案の調査）の記載内容に準じて行う。

### 7. 調査中における一時執行停止

財団は必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

### 8. 認定

委員会または作業部会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

## 9. 配分機関への報告及び調査への協力等

- 1)財団は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について理事長に報告後、配分機関に報告、協議しなければならない。
- 2)告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する（別添3）。
- 3)また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 4)上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 5)また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

## 10. その他

本実施要領（内規）は、必要に応じて適宜見直しを行う。

附則 この実施要領は、平成19年11月12日から施行する。

附則 この実施要領は、平成27年10月1日から施行する。